

平成29年度 社会福祉法人裾野市社会福祉協議会事業計画

I、基本方針

『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり』をめざし
地域の福祉課題の解決に取り組むとともに組織基盤の充実を図ります。

現在われわれ社会福祉協議会には地域社会福祉活動の主たる担い手として、深刻化する今日的な生活課題、とりわけ認知、高齢、引きこもり、孤立、虐待、権利侵害、多問題世帯、経済的貧困などに対し、積極的に対応する姿勢が求められています。

私たち裾野市社会福祉協議会は地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、専門機関、ボランティア、NPO団体や行政などと協力し、地域を基盤にして解決につなげる支援やその組織づくりを行い、また、第4次裾野市地域福祉活動計画にのっとり、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。

II 重点施策

1 法人運営の充実

(1) 組織の強化

社会福祉法人制度改革により、評議員会を社会福祉協議会の最高議決機関と位置づけ、理事、会長に対する牽制機能を発揮できる経営組織のガバナンス強化を図ります。

また、事業運営の透明性の向上等を目的に、財務諸表や現況報告書、定款、役員報酬基準等の公表を行います。

新法の対応として、理事、評議員の定数削減と評議員選定解任委員会を組織し、6月に新評議員のもとに行われる定時評議委員会において新理事を選任します。

(2) 財政基盤の確立

地域福祉財源の確保および助成の実施には、安定した公私の財源の確保が欠かせません。社会福祉協議会の住民会員制度は、会員になることを通じて、地域福祉の推進や社会福祉協議会事業への参加を意思表示いただけるものであり、社協活動を一層PRして理解を求めてまいります。

また、行政内部には裾野市社協をデイサービス事業の指定管理者としての面しか見ない雰囲気がありますが、社協活動は、裾野市の福祉を増進し、住みよい環境を作ること为目标にしているものであり、行政目的と一致し、市はこれを助長する役割があることを訴えて、今後も公的補助金の確保に努めます。

(3) 人的基盤づくり

社会福祉協議会は住民参加と地域の連携・協働により、地域の福祉問題を具体的に解決することが使命であり、業務を行うためにはソーシャルケースワーカーとしての職員を育てていくことが必要です、また、改正介護保険制度に係る生活支援コーディネーター、協議体の取組は、これまで社会福祉協議会が推進してきた地域福祉活動、関係団体のネットワーク化や連絡調整、ボランティアの養成や住民主体の地域福祉活動の立ち上げ支援と密接な関係にあり、引き続き積極的に関わっていく必要があります。

そのためにも、コーディネーターの養成や地域福祉職員等の配置など、法人の人的基盤づくりを進めます。

2 地域福祉課題の解決に向けた対策

(1) 住民の福祉活動の組織化と基盤づくり

住民が身近な地域における福祉について関心をもち福祉活動に参加する、住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。特に「お互いさまサービス」（住民参加型在宅福祉サービス）は、日常生活のちょっとした困りごとを、協力できる住民ボランティアが支え合う仕組みであり、地域における生活支援の仕組み作りであります。

改正介護保険制度にかかる地域包括ケアシステムを構築するため、高齢者の社会参加やサービスの担い手の養成、住民、ボランティア、社会福祉関係機関との連携・協働による新たな基盤づくりを推進します。

(2) 生活課題の支援とサービス提供の質向上

人々の尊厳と自己決定を尊重し、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、受け止め、相談・支援や解決につなげるよう取り組みます。

具体的には、なんでも相談や弁護士相談による支援、判断能力が不十分な人のため日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を県社会福祉協議会と連携して実施するほか、成年後見人制度への取組について研究をいたします。

低所得世帯等に対し、経済的な自立を目的とした生活福祉資金貸付けを県社会福祉協議会と連携して行い、介護、身体障害等による移動困難者には福祉車両の貸出や「福祉有償運送事業」サービスを提供します。

障害福祉サービスの推進では障害児(者)の相談事業、放課後等デイサービス事業、生活介護事業を「すその障がい者支援プラザ』にて一体的に展開します。

Ⅲ 事業計画

1 地域福祉活動事業

各種福祉団体と連携し、様々な制度、事業を利用して必要な支援を行い、総合的な地域福祉活動を展開します。

- (1) 広報活動事業（「すその社協だより」6回/年、情報誌「ぼらんていあ」発行）
- (2) 社会福祉大会事業（功労者顕彰、福祉講演会）
- (3) 福祉団体事業（民児協、身障者福祉会、青少年育成会、遺族会等の支援）
- (4) 生活福祉資金貸付事業（緊急小口貸付、技能取得貸付など）
- (5) 災害見舞金事業（火災等の会員被災世帯へ交付）
- (6) ボランティア推進事業（ボランティア養成、交流会、ボラ連支援、災害VC）
- (7) 日常生活自立支援事業（契約者の金銭管理、福祉サービス利用援助）
- (8) 住民参加型在宅福祉サービス事業（「お互いさまサービス」）

2 在宅福祉活動事業

高齢者や障害者が在宅で安心して暮らすことができるよう、生活支援を行います。

- (1) 老人福祉事業（一人暮らし高齢者「ふれあい給食」）
- (2) 障害者福祉事業（おもちゃ図書館）
- (3) 車椅子の貸出事業（希望者へ3箇月まで貸出）
- (4) 福祉車両の貸出事業（車いす対応軽自動車2台）
- (5) 福祉有償運送事業（要介護、障害認定者の登録制、低廉にて送迎）

3 共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金を原資に、各種団体の福祉活動の助成や生活困窮者に配分します。

- (1) 老人福祉活動（一人暮らし高齢者の交流目的日帰り旅行）
- (2) 障害児者福祉活動（視覚障害者交流会・心身障害者ふれあい交流会）
- (3) 児童・青少年福祉活動（児童遊園地遊具維持設置助成）
- (4) 福祉育成・援助活動（ふれあい健康まつり 11/19）
- (5) 共同募金助成事業（市老連健康活動、福祉団体個別事業、地区ふれあい広場への助成、母子父子家庭入園祝い、保護司会施設慰問助成など）
- (6) 歳末たすけあい配分事業（低所得困窮世帯、施設入所者へ募金より交付）

4 市受託事業

裾野市が行う地域福祉、在宅福祉事業について、市の施策、計画に基づき業務を受託しています。

- (1) 災害時要援護者避難支援計画作成事業（避難に他者の支援を必要とする方）
- (2) 生きがいデイサービス「あじさい」事業（介護に至らない方の日常動作訓練）
- (3) 福祉総合相談「なんでも相談」事業（悩み事・心配事、弁護士の専門相談）
- (4) 緊急通報システム事業（一人又は要援護者高齢世帯へ機械設置、点検）
- (5) 手話通訳者派遣事業（手話講習会、要約筆記者派遣含む）
- (6) 家族介護者交流事業（講演会、交流会、勉強会、見学会、介護だより発行など）
- (7) 介護予防事業（地区サロンや老クでの健康維持活動、介護予防ボランティア講座、介護保険制度総合事業での協議体支援）
- (8) 老人福祉センター運営事業（施設維持管理、接客、老ク等送迎）
- (9) 地域包括支援センター事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、他）
- (10) サポートセンターしゃきょう事業（障害児者相談事業、福祉サービスの利用計画）

5 障害福祉サービス事業

介護の必要な障害者の生活介護や、障害者や障害児に創作、生産活動等や生活能力向上のための訓練や社会との交流を図る指導訓練を行います。

- (1) 放課後等デイサービス『めだか』事業（障害児用放課後児童教室）
- (2) 生活介護サービス『こじか』事業（18歳以上、障害認定3以上の生活介護訓練）

6 介護保険事業

要介護者及び要支援者に訪問介護、居宅介護支援、通所介護サービスを提供します。

- (1) ホームヘルプサービスセンター（訪問介護事業）
- (2) 居宅介護支援センター（ケアプラン作成機関）
- (3) デイサービスセンター（通所型介護施設：裾野市より指定管理H30年3月までいきいきホーム、いずみ荘、すやまホーム）